平成２６年（フ）第１１０２号
福岡市早良区星の原団地46番401号
債務者　山中　　洋
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１２７号
福岡市博多区東比恵２丁目17番23―613号
債務者　清水　重明
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１３５号
福岡市城南区樋井川２丁目１番61号
債務者　志水　厚美
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１３８号
福岡県古賀市中央６丁目22番７号
債務者　今井　　心
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１４１号
福岡市南区花畑２丁目46番６号
債務者　元永八州治
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１４７号
福岡県糟屋郡宇美町宇美中央２丁目16番30号神武荘
債務者　草野セツ子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１４８号
福岡県筑紫野市二日市北７丁目19番１―106号
債務者　岡部美奈志
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１５０号
福岡市中央区今川２丁目６番38パルム西新101
債務者　奥　　敏郎
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１５４号
福岡市城南区七隈４丁目15番25号、旧住所福岡市西区生の松原２丁目12番42号
債務者　相原　英昭
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１５７号
福岡市西区泉１丁目21番16号
債務者　朱雀　美樹
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１５８号
福岡市早良区野芥１丁目14番16―201号
債務者　角田　秀子（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１６１号
福岡市南区向野１丁目12番10―311号
債務者　山下　孝二
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１６３号
福岡市東区城浜団地18番308号
債務者　太田千代孝
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１７３号
福岡市中央区渡辺通３丁目５番11号　介護老人保健施設レ・ハビリス桜十字、住民票上の住所福岡市東区蒲田５丁目７番１号
債務者　松本　哲子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１７６号
福岡県春日市上白水３丁目41番地　第２河鍋ビル201号
債務者　松本佐由利（旧姓木寺）
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１７７号
福岡市早良区飯倉５丁目15番21―301号
債務者　丸山　久枝
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２１号
北海道沙流郡日高町富川北３丁目９番26号
債務者　長谷川　仁
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第１９０号
茨城県ひたちなか市殿山町１丁目２番68号　Ｎ殿山ハイツＢ202
債務者　大内　健志
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
水戸地方裁判所